3 教育支援資金貸付内容

❶ 教育支援資金の種類

学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、大学（専門職大学、短期大学、専門職短期大学含む）、専修学校（高等課程・専門課程）が対象となります*。また、**未払いの費用のみ貸付対象とします。**

＊ 中学から高校または高校から大学など、上級学校に進学・就学する場合が対象となります。

＊ 専修学校専門課程と提携する通信制短期大学等の2つの学校に同時に入学する、いわゆるダブルスクールとなる学校や学科は貸付対象となるかどうかを区市町村社会福祉協議会にご確認ください。

■ 教育支援費：上記学校の授業料などに必要な費用

教育支援費 貸付上限額 （月額上限額）	・高等学校 ・専修学校高等課程	高等専門学校	・短期大学 ・専門職短期大学 ・専修学校専門課程	・大　　学 ・専門職大学
	35,000円	60,000円	60,000円	65,000円
特に必要な場合 （貸付上限額の1.5倍）	52,500円	90,000円	90,000円	97,500円

○貸付月額は貸付対象期間中、同額での適用となります（**未払いである**修学期間のみ）。

○実際の学費に応じた金額を、貸付上限額の範囲で貸付します。

○貸付上限額が1.5倍となる場合

・通常の貸付上限額では**学費が不足する場合**は、貸付上限額の1.5倍の額まで貸付を行います。

・借入申込者が就学に際しての熱意や将来への計画性を持っていることが条件となります。

○貸付学費の範囲

・**学生募集要項等に、就学に必要な費用として一律に納付を求められている費用を学費と考えます。**

・「授業料」、「施設設備費」、「実習費」、「同窓会費」、「教科書代」等を貸付学費の範囲とします。

・高校等は、上記の費用に加えて、「制服や体操着等の費用」、「PTA会費」、「修学旅行費」、「定期代（学割実額）」等も貸付学費の範囲とします。

・大学等で「定期代」にあてる費用の貸付を希望される場合は、**通常もしくは1.5倍の貸付上限額の範囲内で、月1万円（1,000円単位）を限度に計上することが可能です。**

・年度途中からの貸付の場合は、区市町村の社会福祉協議会にご相談ください。

■ 就学支度費：前述の学校に入学する際に必要な入学金（入学時のみ対象）

就学支度費 （貸付上限額）	・高等学校 ・専修学校高等課程	高等専門学校	・短期大学 ・専門職短期大学 ・専修学校専門課程	・大　　学 ・専門職大学
	500,000円			

○入学する学校の入学金を、貸付上限額の範囲で貸付します。

○**未払いである場合のみ**貸付の対象とします。

❷ 教育支援資金の優先制度（他の公的制度）

- 本資金よりも優先される公的制度があり、制度により併用の可否が異なります。詳しくは右表をご覧ください。
- 本資金の貸付決定後、他制度の利用が決定された場合、不要になった本資金を途中辞退していただきます。